

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所公益通報者保護規程

〔平成18年4月1日  
制 定〕

平成19年11月1日改正

平成21年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成31年4月1日改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 通報処理体制（第4条—第9条）
- 第3章 当事者の責務（第10条—第16条）
- 第4章 雑則（第17条・第18条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）における公益通報者の保護、公益通報の適切な処理その他必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この規程において「公益通報」とは、研究所の役員及び職員、研究所を退職した者、研究所に勤務している派遣労働者その他関係業者等の研究所と業務上の関係を有する者（以下「役職員等」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、研究所の業務運営等に関する違法、不正又は不当な行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を研究所に通報することをいう。

2 この規定において、公益通報者とは、公益通報をした者をいう。

### （他の規程との関係）

第3条 次の各号に掲げる事案については、当該規程の定めるところにより処理するものとする。

- 一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成18年4月1日制定）に規定する事案
- 二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究活動上の不正行為に関する取扱規

程（平成19年11月1日制定）に規定する事案

## 第2章 通報処理体制

（通報窓口）

第4条 研究所における公益通報及び公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を監査室に置く。

（公益通報の方法）

第5条 公益通報の方法は、文書、電話、ファックス、電子メール及び面会とする。

2 公益通報は、理事長が別に定める様式の例により必要事項を通報窓口連絡するものとする。ただし、電話による通報を行うとき、緊急を要するときその他特別の理由があるときは、この限りではない。

（調査）

第6条 通報された事項に関する事実関係の調査は、理事を公益通報者保護責任者（以下「責任者」という。）として行う。

2 責任者は、調査する内容に関連する部、センター又は課の職員からなる公益通報調査チーム（以下「調査チーム」という。）を設置することができる。

3 通報の処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

4 責任者は、第1項に定める調査を終了したときは通報の概要、調査結果及び当該通報の事実の認否（認められる場合は、その是正措置等を含む。）を理事長及び監事に報告しなければならない。

（協力義務）

第7条 各部、各センター及び各課は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には責任者及び調査チームに協力しなければならない。

（是正措置）

第8条 研究所は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

（処分）

第9条 研究所は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には当該行為に関与した者に対し、処分を課すことができる。

## 第3章 当事者の責務

(公益通報者の保護)

第10条 研究所は、公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 研究所は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な処置を執らなければならない。

3 研究所は、公益通報者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（公益通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合にはその者に対して処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第11条 研究所及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 研究所は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、処分を課することができる。

(通知)

第12条 監査室は、公益通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報がなされた場合には速やかに公益通報者に対し通報を受領した旨を通知するものとする。

2 責任者は、通報を受け付けた場合、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、今後の対応について公益通報者に通知するものとする。

3 研究所は、公益通報者に対して、調査結果及び是正結果（是正措置を講じる必要のない場合はその旨及びその理由）について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的の通報)

第13条 公益通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

2 研究所は、前項の通報をした者に対し、処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第14条 監査室に限らず、相談又は通報を受けた者（公益通報者の上司、同僚等を含む。）は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(公益通報の処理終了後の確認等)

第15条 研究所は、公益通報の処理終了後、不正行為等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、公益通報の処理方法を改善し、新たに是正措置及び再発防止策を講じるものとする。

(通報処理体制等の周知)

第16条 研究所は、通報窓口及び公益通報等の方法その他必要な事項を役職員等に周知する。

#### 第4章 雑則

(役職員等以外の者からの通報に対する準用)

第17条 役職員等以外の者からの通報については、第2章及び第3章に規定する公益通報の処理に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第18条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。